

## 少額調達案件の見積依頼（オープンカウンター方式）について

- ・ オープンカウンター方式とは、発注者が見積の相手方を特定しないで調達内容等を公示し、参加を希望する者から広く見積書の提出を募り、契約の相手方を決定する方式の見積り合わせをいいます。
- ・ 期日までに提出された有効な見積書のうち、最低価格（消費税込み）を提示された事業者を契約の相手方といたします。
- ・ 参加を希望される場合は、以下の留意事項を熟読のうえ、下記の連絡先にご連絡下さい。

### 《留意事項》

#### 1 見積合せに参加する者に必要な資格等

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。  
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 契約担当官等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 「福岡県暴力団排除条例」及び入札説明書に添付している「暴力団排除に関する誓約事項」に抵触せず、かつ、将来にわたり抵触する行為を行わない旨を誓約できる者であること。

#### 2 仕様書に関する問い合わせ先

福岡県警察本部会計課調度係

〒812-8576 福岡県福岡市博多区東公園7番7号

電話：092-641-4141（内線）2234

FAX：092-622-6205

参加を希望する方は、上記電話番号に連絡し、「○○の見積依頼の件」とお伝え下さい。担当者より説明させていただきます。

※ 説明等を受けるため直接来庁される場合は、事前に電話にてご連絡いただいてから、来庁をお願いいたします。事前連絡なしで来庁されると、担当者が不在である場合があります。

※ 各案件の同等品申請がある場合は、同等品申請様式を用いて、同等品申請をして下さい。案件公開日から起算して5日目（祝日、休日を含まない）の業務時間内までに申請をして下さい。

#### 3 見積書の提出先

福岡県警察本部会計課調度係

〒812-8576 福岡県福岡市博多区東公園7番7号

電話：092-641-4141（内線）2234

※ 見積書は、持参、郵送、FAXを問わず、締切日時必着とし、郵送の場合は封筒の表に「○○（案件名）の見積書在中」と必ず朱書きして下さい。

※ 令和2年1月1日より、押印の有無に関わらず下記の条件を全て満たす場合はFAX送信

分を提出書類として取扱うこととなりました。

- (1) 国費契約であること
- (2) 見積書の日付とFAXの送信日が同一であること
- (3) 内容が鮮明であること

内容確認後、原本の提出をお願いする場合があります。

#### 4 見積書記載事項

提出する見積書には、次の事項をもれなく記載して下さい。

- (1) 見積書作成年月日
- (2) 宛名
- (3) 参加者の住所、氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の職氏名）及び押印。ただし、代理人が見積りをする場合は、代理人の住所、氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の職氏名）及び押印。

なお、代理人による見積書の場合は、委任状を添えて下さい。

※ 令和2年8月31日より「書類の発行権者（代表者等）の氏名及び連絡先」及び「本件事務担当者の氏名及び連絡先」を記載した見積書は押印の省略が可能です。

- (4) 案件名称（品目等）
- (5) 見積り金額（消費税込み）

※ 参加者又はその代理人は、調達物品等の本体価格のほか、輸送費、保険料、関税等納入受渡しに要する一切の諸経費を含めた金額を見積るものとします。

#### 5 見積りの無効

次のいずれかに該当する見積書は、これを無効とします。

- (1) 必要な資格を満たさない者が提出した見積書
- (2) 見積書の記載及び押印に不備があるもの
- (3) 同一の見積りについて、2通以上提出された見積書
- (4) 不当な価格のつり上げ、つり下げ、談合等の背信行為又は連合と認められる場合及び疑いのある場合
- (5) 金額を訂正した見積書
- (6) 錯誤により提出されたと認められる見積書
- (7) 誤字及び脱字等により意思表示が明確でないもの
- (8) 提出期限までに到達しなかったもの
- (9) 見積書等作成に当たり、「鉛筆」や「消せるボールペン」等、容易に消すことができる筆記用具等で記載されたもの

#### 6 契約の相手方及び契約金額について

提出された有効な見積書のうち、最低価格（消費税込み）を提示された事業者を契約の相手方といたします。

見積額は、各案件において特段の指示のない場合、当該案件の履行に要する一切の費用を含んだ総価（消費税込み）を記載して下さい。

契約金額は、原則として、見積書に記載されている金額（消費税込み）となります。

## **7 見積合せ結果について**

見積合せに参加された方全員に、決定金額のみお伝えします。

## **8 契約書等作成の要否について**

会計法令等の規定に基づき、契約金額に応じ、指定の契約書又は請書を作成していただきます  
(契約金額によっては作成を省略する場合があります)。

## **9 その他**

- (1) 見積書作成及びその送付に要する費用等は参加者の負担とします。
- (2) 上記6において、同価の見積が2人以上ある場合は、予算決算及び会計令第83条の規定の例に倣い、「くじ引き」を実施します。
- (3) 参加者不在の場合は、別途選定した者へ見積を依頼し、随意契約の協議を行うことができるものとします。
- (4) 契約担当官等の都合により調達を中止する場合があります。
- (5) 調達案件に係る言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とします。